

入札閲覧設計図書に関する質問回答等取扱要領

1 目的

この要領は、上ノ国町の発注する建設工事及び建設工事に係る測量設計等の委託業務（以下「建設工事等」という。）について、入札契約手続における透明性、公平性をするため、入札閲覧設計図書に関する質問書の提出及び質問書の回答等に関する必要な手続を定めることを目的とする。

2 対象工事

原則として、全ての建設工事等について適用する。ただし、閲覧期間の極めて短いもの及びこの要領によりがたい建設工事等は、対象工事から除くことができるものとする。

3 質問書の提出

入札参加予定者は、入札閲覧設計図書（設計書、図面、仕様書、現場説明書等をいう。以下同じ。）に関して質問がある場合は、質問書を提出することができるものとする。

（1）質問書の提出方法及び期限

入札参加予定者は、入札閲覧設計図書に関する質問書（別記様式1）に質問等を記入のうえ、入札日の4日前（休日祝日を含まない。）までに、契約担当課に電子メール及びFAXで送信することとし、他の方法によるものは受け付けないものとする。

4 質問への回答

（1）質問回答書の作成

質問書の受領後は、設計業務担当員等が入札閲覧設計図書に関する質問回答書（別紙様式2）を作成し、契約担当課において質問回答書を起案し、発注担当課の合議を経て、決裁をとるものとする。なお、類似する複数の質問書については、一括して回答することができるものとする。

（2）質問への非回答

質問書の提出期限を過ぎて提出された質問には回答しないものとする。

5 回答方法及び期限

（1）回答方法

契約担当課は、前項（1）で決裁済みの質問回答書を当該入札参加予定者へ電子メールまたはFAXで通知する。また、回答書の内容が入札閲覧設計図書の内容と明らかに相違する場合又その内容に重要な誤り若しくは脱漏がある場合は当該入

札参加予定者への通知と同時にすべての入札参加予定者に通知しなければならない。

(2) 回答期限

質問書の回答は、質問書受理後3日以内とする。

6 質問回答書の取り扱い

質問回答書は、契約図書の一部として取り扱われるものであり、入札後、その要旨をまとめる等のうえで設計図書に添付し、保管すること。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。